

LPガスの

“悪質”な



切替勧誘にご注意！

トラブルになるケースも！



◆最近、訪問販売等の営業を装った、強盗事件などの犯罪者の下調べや下見の可能性もあるようです。



◆安易に知らない人に個人情報を渡すことは、犯罪者に情報が流出する可能性があるので、大変危険です。

◆突然の来訪者にはインター越しに対応するなど、家の中には絶対にいれないよう、ご注意ください。

まずは

「販売店」や「お客様相談所」、
お近くの「消費生活センター」



へ相談しましょう！

消費者ホットライン

☎ 188

(嫌や！悪質商法！)

・LPガス(プロパンガス)のことで不明な点がありましたら、「栃木県LPガスお客様相談所」にお問合せ下さい。

栃木県LPガスお客様相談所

☎ 028-660-5177

※土日祝を除く9:00~17:00まで

※お近くの消費生活センターに繋がります

※裏面も見てください。

一般社団法人栃木県LPガス協会からの重要なお知らせ

過度な営業行為・特定商取引法違反と思われる 悪質なLPガス切替勧誘等にご注意下さい！



現在、栃木県内において、過度な営業行為・特定商取引法違反と思われるLPガス供給先の切替を勧めるセールスが増えています。

ケース1 日光市・栃木市



ホームページに掲載している標準料金よりも安いガス料金を提示された。断っても営業マンが30分以上居座り、根負けして押印してしまった。

ケース2 宇都宮市



ひとり暮らしの高齢者宅で、断っても帰らず、書類に押印したら帰ると言って長時間居座られた。押印すると、帰っていった。

ケース3 栃木市



営業マンに根負けし委任状にサインをした。撤回書を作成して送ったところ、その営業マンが再度訪問てきて、根負けして再び委任状にサインしてしまった。

↑ 上記のような過度な営業行為は特定商取引法等法令に抵触する恐れがあります。

※特定商取引法とは、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。

《以下の「しつこい・迷惑な勧誘」は特定商取引法違反とされている行為です！》

- ◆“押し売り” 断っても無理に勧誘する行為 ◆「帰ってください」と断っても退去しない行為
- ◆一度断られた事業者が、再度勧誘する行為 など

《迷惑な勧誘があったら「販売店」「お客様相談所」お近くの「消費生活センター」に相談しましょう！》

・もし、申し込んでしまっても、切替申込みの取消が可能な場合があります。

◆「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！

※クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、契約した日（書面を受け取った日）を含めて8日以内であれば無条件で契約を解除できる制度です。葉書又は電子メールでも通知することができます。



◆LPガス業者選択のポイント

- ・「日々の保安への取組がしっかりしてる」
- ・「何か困ったときにすぐに対応してくれる」
- ・「お客様が安心して快適にLPガスをお使いいただけること」

栃木県LPガスお客様相談所

☎ 028-660-5177

※土日祝を除く9:00~17:00まで

消費者ホットライン

☎ 188 (嫌や！悪質商法！)

※お近くの消費生活センターに繋がります

LPガスの

“悪質”な



切替勧誘にご注意！

トラブルになるケースも！



◆最近、訪問販売等の営業を装った、強盗事件などの犯罪者の下調べや下見の可能性もあるようです。

◆安易に知らない人に個人情報を渡すことは、犯罪者に情報が流出する可能性があるので、大変危険です。

◆突然の来訪者にはインターホン越しに対応するなど、家の中には絶対にいれないよう、ご注意ください。

まずは

「販売店」や「お客様相談所」、

お近くの「消費生活センター」



へ相談しましょう！

消費者ホットライン

☎ 188

(嫌や！悪質商法！)

※お近くの消費生活センターに繋がります

・LPガス(プロパンガス)のことで不明な点がありましたら、「栃木県LPガスお客様相談所」にお問合せ下さい。

栃木県LPガスお客様相談所

☎ 028-660-5177

※土日祝を除く9:00~17:00まで

※裏面も見てください。

過度な営業行為・特定商取引法違反と思われる 悪質なLPガス切替勧誘等にご注意下さい！



現在、栃木県内において、過度な営業行為・特定商取引法違反と思われるLPガス供給先の切替を勧めるセールスが増えています。

ケース1 日光市・栃木市



ホームページに掲載している標準料金よりも安いガス料金を提示された。断っても営業マンが30分以上居座り、根負けして押印してしまった。

ケース2 宇都宮市



ひとり暮らしの高齢者宅で、断っても帰らず、書類に押印したら帰ると言って長時間居座られた。押印すると、帰っていった。

ケース3 栃木市



営業マンに根負けし委任状にサインをした。撤回書を作成して送ったところ、その営業マンが再度訪問してきて、根負けして再び委任状にサインしてしまった。

↑ 上記のような過度な営業行為は特定商取引法等法令に抵触する恐れがあります。

※特定商取引法とは、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。

《以下の「しつこい・迷惑な勧誘」は特定商取引法違反とされている行為です！》

- ◆「押し売り」 断っても無理に勧誘する行為 ◆「帰ってください」と断っても退去しない行為
- ◆一度断られた事業者が、再度勧誘する行為 など

《迷惑な勧誘があったら「販売店」「お客様相談所」お近くの「消費生活センター」に相談しましょう！》

・もし、申し込んでしまっても、切替申込みの取消が可能な場合があります。

◆「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！

※クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、契約した日（書面を受け取った日）を含めて8日以内であれば無条件で契約を解除できる制度です。葉書又は電子メールでも通知することができます。

「販売店」「お客様相談所」
お近くの「消費生活センター」
へ相談しましょう！



◆LPガス業者選択のポイント

- ・「日々の保安への取組がしっかりしてる」
- ・「何か困ったときにすぐに対応してくれる」
- ・「お客様が安心して快適にLPガスをお使いいただけること」

栃木県LPガスお客様相談所

☎ 028-660-5177

※土日祝を除く9：00～17：00まで

消費者ホットライン

☎ 188 (嫌や！悪質商法！)

※お近くの消費生活センターに繋がります